

長良川漁業協同組合
内共第14及び内共第15号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第14及び15号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、もろこ、おいかわ、うぐい及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、組合が別に定める遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう）、もり、ひし及びやすに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規模 |
|-----------------------|-----------|
| 竿釣（友釣り、いかり掛け、どぼんこ、ガリ） | リールの使用は禁止 |

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法は、イ欄の区域においては、それぞれウ欄の期間はこれを行ってはならない。

| ア漁具・漁法 | イ区域 | ウ禁止期間 |
|------------------------|-----------------------------|--------------------|
| いかり掛け、どぼんこ、ガリ、もり、ひし、やす | 長良川忠節橋下流端から 下流の本川及びその支派川 | 1月 1日から 8月15日まで |
| | 長良川忠節橋下流端から 上流の本川及びその支派川 | 1月 1日から 8月31日まで |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

| 魚種 | 期間 |
|--|-----------------|
| あゆ | 5月11日から12月31日まで |
| あまご | 2月1日から9月30日まで |
| こい、ふな、うなぎ、 なまず、おいかわ、 もくずがに、もろ こ、うぐい | 1月1日から12月31日まで |

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、ア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

| ア 区 域 | イ 期 間 | ウ 魚 種 | |
|---|---------------------------------|-------|-----|
| 右岸 岐阜市長良大字古津字(池の尻、小島山)との境と 左岸 岐阜市日野字堤外3198番の1畑地先とを結ぶ線から 右岸 岐阜市長良大字(古津、志段見)字(小島山、高河原)との境と 左岸 岐阜市日野字(堂洞、船伏)との境を結ぶ線まで | 1月1日から 12月31日まで | 全魚種 | |
| 右岸 瑞穂市大字たり3336番の2地先と 左岸 岐阜市市橋下奈良中の桐852番の2地先とを結ぶ線から 右岸 瑞穂市大字河原畑4018番地先と 左岸 岐阜市日置江大字高付添174番地の1地先とを結ぶ線まで | 9月25日 0時から 11月1日 6時まで | | |
| 右岸 岐阜市鏡島野保3021番地先と 左岸 岐阜市鏡島外長瀬3143番の43地先とを結ぶ線から 右岸 岐阜市鏡島下中州3789番地先と 左岸 岐阜市鏡島萱場47番地の2地先とを結ぶ線まで | 9月15日 0時から 10月16日 6時まで | | |
| さい川 瑞穂市役所巢南庁舎前堰堤上流端より上流200mの間 | 6月1日から 6月30日まで | | 全魚種 |
| 板屋川 岐阜市黒野下鶴飼字汗邪地区堰堤下流端より下流200mの間 | 4月1日から 4月30日まで | | |

| | | | |
|------|---|--------------------|--|
| 長良川 | 岐阜市港町長良橋下流端より下流200mの間 | 4月 1日から 4月30日まで | |
| 伊自良川 | 岐阜市村山地先石谷せき上流端より上流200mの間 岐阜市尻毛地先尻毛橋下流端より下流200mの間 | | |
| 天王川 | 岐阜市河渡地先慶応橋上流端より上流200mの間 | | |
| 糸貫川 | 瑞穂市本田地先本田橋下流端より下流200mの間 | | |
| 中 川 | 瑞穂市只越地先只越橋上流端より上流200mの間 | 6月 1日から 6月30日まで | |
| 山田川 | 岐阜市上芥見地先水門上流端より上流200mの間 | | |

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

| 魚種 | 全長 |
|------|-----------|
| こ い | 20センチメートル |
| う なぎ | 30センチメートル |
| あ まご | 15センチメートル |
| ふ な | 6センチメートル |
| う ぐい | 10センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊 漁 料 | | 現場加算料 |
|----|----------------|--------|--------|-------|
| | | 日 釣 | 年 釣 | |
| あゆ | 手釣・竿釣・もり・ひし・やす | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| 雑魚 | 手釣・竿釣・もり・ひし・やす | 400円 | 4,000円 | 200円 |

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

| 魚種 | 区分 | 遊漁料 | | 現場加算料 |
|----|---|--------|--------|-------|
| | | 日釣 | 年釣 | |
| 鮎 | 18歳以下 | 無料 | 無料 | — |
| | 心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上・女性・25歳以下の者 | 1,000円 | 5,000円 | 500円 |
| 雑魚 | 18歳以下 | 無料 | 無料 | — |
| | 心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上・女性・25歳以下の者 | 200円 | 2,000円 | 200円 |

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁承認証は、紛失しても再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内においては、川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号（第8条関係）

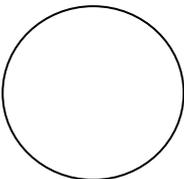
日釣遊漁承認証

日釣券

| | |
|-------------|----------|
| 第14号及び15号漁場 | NO. |
| 日釣承認証 | |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 承認年月日 | 令和 年 月 日 |
| (当日限り) | |
| 遊漁料 | あゆ釣 円 |
| | 雑魚釣 円 |
| 長良川漁業協同組合 | 印 |

| |
|--------------------------------------|
| 注意事項 |
| 1 遊漁する時は、必ず携帯し、漁場監視員の要求があったら提示して下さい。 |
| 2 本証は他人に貸与できません。 |
| 3 本証は再発行しません。 |
| 4 表記、記入事項なき場合は無効とします。 |
| 5 着用なき場合は、日釣り料金を申し受けます。 |
| 6 河川の美化にご協力下さい。 |

年釣遊漁承認証（腕章）

| | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|--------------------|-------|----|
| 注意事項 | 令和 | 〇〇釣り遊漁承認証 | 第 | 号 | |
| ・遊漁する時は、必ず腕に着用し、外勤職員の要求があったら提示して下さい。 |  | 有効期間 | 住所 | | |
| ・本証は他人に貸与できません。 | | 〇〇釣りは | 月 日より | 月 日まで | 氏名 |
| ・本証は再発行しません。 | | 発行者 | 長良川漁業協同組合 | | 年令 |
| ・右記、記入事項なき場合は無効とします。 | | 年度 | TEL058-295-3878(代) | | |
| ・着用なき場合は日釣り料金を申し受けます。 | | | | | |
| ・河川の美化にご協力下さい。 | | | | | |

別記様式第2号（第10条関係）

漁場監視員証（腕章）

| | | |
|--|----------------------------|------------------------------------|
| <h1>漁 場 監 視 員</h1> <p>岐 阜 県</p> <p>長良川漁業協同組合</p> | 令和 年度 漁場監視員証NO | 注意事項 |
| | 有効期限 年 月 日まで | 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。 |
| | 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 | 2 本証は、他人に貸与してはならない |
| | 氏名 (才) | 3 漁場監視員は法令及び当組合の内規により、公正な取扱いをすること。 |
| 岐阜市東島1丁目5番1号 | | |
| 長良川漁業協同組合 印 | | |

長良川漁業協同組合及び西濃水産漁業協同組合
内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、組合が別に定める遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう）、もり、ひし及びやすに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規模 |
|-------------------|-----------|
| 竿釣（いかり掛け、どぼんこ、ガリ） | リールの使用は禁止 |

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

| 漁具・漁法 | 禁止期間 |
|------------------------|---------------|
| いかり掛け、どぼんこ、ガリ、もり、ひし、やす | 1月1日から8月15日まで |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

| 魚種 | 期間 |
|----------------------------------|----------------|
| あまご | 2月1日から9月30日まで |
| こい、ふな、うなぎ、 なまず、おいかわ、 もくずがに | 1月1日から12月31日まで |

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

| ア区域 | イ期間 | ウ魚種 |
|-----------------------------------|-------------------|-----|
| 境川の岐阜市南長森高田地先高田橋上流端から上流200メートルの区域 | 6月1日から 6月30日まで | 全魚種 |
| 大江川の羽島市小熊町地先樋門上流端より上流200メートルの区域 | 4月1日から 4月30日まで | |
| 境川の羽島市小熊町宇東野水門上流端より上流200mの間 | 6月1日から 6月30日まで | |

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

| 魚種 | 全長 |
|-----|-----------|
| こい | 20センチメートル |
| ふな | 6センチメートル |
| うなぎ | 30センチメートル |
| あまご | 15センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 | | 現場加算料 |
|----|----------------|------|--------|-------|
| | | 日釣 | 年釣 | |
| 雑魚 | 手釣・竿釣・もり・ひし・やす | 400円 | 4,000円 | 200円 |

2 但し長良川漁業協同組合（内共第14号及び内共第15号）西濃水産漁業協同組合（内共第6号）の遊漁証で遊漁できるものとする。

- 3 前1項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

| 魚種 | 区分 | 遊漁料 | | 現場加算料 |
|----|----------------------------------|----------------|--------|-------|
| | | 日釣 | 年釣 | |
| 雑魚 | 中学生以下 | 無料 | 無料 | — |
| | 心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上の者 | 400円 (減免なし) | 2,000円 | 200円 |

- 4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 5 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をした時は、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁承認証は、紛失しても再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内においては、川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号(第8条関係)

遊漁承認証

日釣券

| | |
|---|---|
| 第13号 NO. 日釣承認証 住所 氏名 承認年月日 令和 年 月 日 (当日限り) 遊漁料 雑魚釣 円 長良川漁業協同組合 印 西濃水産漁業協同組合 印 | 注意事項 1 遊漁する時は、必ず携帯し、漁場監視員の要求があったら提示して下さい。 2 本証は他人に貸与できません。 3 本証は再発行しません。 4 表記、記入事項なき場合は無効とします。 5 持参されない場合、日釣り料金を申し受けます。 6 河川の美化にご協力下さい。 |
|---|---|

年釣遊漁承認証(腕章)

| | | |
|---|--|----------------|
| 注意事項 ・遊漁する時は、必ず腕に着用し、外勤職員の要求があったら提示して下さい。 ・本証は他人に貸与できません。 ・本証は再発行しません。 ・右記、記入事項なき場合は無効とします。 ・着用なき場合は日釣料金を申し受けます。 ・河川の美化にご協力下さい。 | 令和 ○○釣り遊漁承認証 第 号 有効期間 ○○釣りは 月 日より 月 日まで 発行者 長良川漁業協同組合 TEL058-295-3878(代) 西濃水産漁業協同組合 | 住所 氏名 年令 |
|---|--|----------------|

別記様式第2号(第10条関係)

漁場監視員証(腕章)

| | | |
|---|--|--|
| 漁 場 監 視 員 岐 阜 県 長良川漁業協同組合 西濃水産漁業協同組合 | 令和 年度 漁場監視員証NO 有効期限 年 月 日まで 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 氏名 (才) 岐阜市東島1丁目5番1号 長良川漁業協同組合 印 大垣市禾森1丁目8番地の1 西濃水産漁業協同組合 印 | 注意事項 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。 2 本証は、他人に貸与してはならない 3 漁場監視員は法令及び当組合の内規により、公正な取扱いをすること。 |
|---|--|--|